

医療法人かたひざこしのクリニック
通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション
わかがえり倶楽部

重要事項説明書

この重要事項説明書は、医療法人かたひざこしのクリニック（以下、「本法人」とします。）が開設するわかがえり倶楽部（以下、「本事業所」とします。）が、利用者に通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーションのサービス（以下、「本サービス」とします。）を提供するにあたり、利用者やそのご家族に対し、本法人及び本事業所の事業運営規程の概要や勤務体制等、利用者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載したものです。

（事業所の名称及び所在地等）

第1条 本事業所の名称及び所在地等は、次のとおりです。

本事業所の名称：わかがえり倶楽部
所在地：広島県福山市神辺町新湯野 74-
電話番号等：TEL 084- FAX 084-
指定事業者番号：
通常の事業の実施地域：福山市・神石高原町・井原市

（法人概要）

第2条 本法人の名称及び所在地等は、次のとおりです。

法人名称：医療法人かたひざこしのクリニック
法人所在地：広島県福山市神辺町新湯野 74-18
代表番号：084-967-5013
代表者氏名：理事長 原 道治
実施事業：整形外科クリニックの運営 介護保険法による居宅サービス事業等

（サービスの目的）

第3条 本事業所において実施する通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、本サービスの円滑な運営管理を図るとともに、要介護・支援の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な介護サービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第4条 本事業所は、次に掲げる基本方針に基づき事業を運営するものとします。

- ① 本サービスの提供にあたっては、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及びリハビリテーションを行うことにより、利用

者の心身機能の維持回復を図り、生活機能の維持又は向上を目指します。

- ②本サービスの実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

(従業者の職種、員数等)

第5条 本事業所は、サービスの提供にあたる従業員の職種・員数として、法に定められている人員の基準に基づいて、次のとおり配置します。

職種	人数	常勤	非常勤	備考
管理者	1名	1名		理学療法士と兼務
医師	1名	1名	0名	診療所と兼務
理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	2名	2名	2名	1名は管理者と兼務
介護職員	4名	4名	0名	
看護職員	2名	0名	2名	診療所と兼務
管理栄養士または栄養士	1名	0名	1名	診療所と兼務
調理員	3名	0名	3名	

2 職種ごとの職務内容は次のとおりです。

① 管理者

事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行い、また、当該事業所の従業員に法令及びこの規程を遵守させるため必要な命令を行う。

② 医師

利用者の病状及び心身の状況に応じて、医学的な対応及び必要に応じて事業所の従業員に指示を行う。

③ 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士

医師や看護職等と共同して（介護予防）通所リハビリテーション計画書を作成すると共に、計画されたリハビリテーションを提供し、状況に応じて利用者及びご家族に助言や指導を行う。

④ 看護職員

医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を実施し、利用者の体調管理を図る。また、多職種と連携して（介護予防）通所リハビリテーション計画に基づく看護を行う。

⑤ 介護職員

日常生活（サービス提供時含む）において必要な身の回りの世話などの介護を実施する。また、多職種と連携し、利用者の（介護予防）通所リハビリテーション計画に基づく介護を行う。

⑥ 管理栄養士及び栄養士

利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養及び内容の食事を提供し栄養状態の管理（栄養マネジメント）を実施し、必要に応じて栄養に関する助言や指導を行う。

⑦ 調理員

管理栄養士及び栄養士と共同して、利用者の状態に合わせた食事の提供を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 本事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりです。

- ① 営業日：月曜日・火曜日・水曜日・金曜日・土曜日 ※祝日は休業日
※ただし、盆(8/13～8/15)及び年末年始(12/31～1/3)は除く その他、診療所の休業日に準ずる
- ② 営業時間：午前9時00分から午後6時00分までとする。
- ③ サービス提供時間：午前9時から午後4時30分までとする。

(利用定員)

第7条 本事業所の利用定員は、次のとおりです。

2単位：40名（1単位20名）

(本サービスの内容)

第8条 本事業所が提供する本サービスの内容は以下の通りです。

- ①健康チェック : 体温・血圧・脈拍の測定等
- ②入浴 : 入浴介助や見守り
- ③アクティビティ : 集団リハビリテーション活動や机上作業等
- ④食事 : 昼食・おやつの提供
- ⑤リハビリテーション : 個別での日常生活動作練習、歩行練習、身体機能向上練習等
- ⑥栄養改善及び口腔機能向上 : 栄養状態の評価や助言、アドバイス等
- ⑦リハビリマネジメント : 利用者やその家族に対する日常生活上で必要な指導や助言等
- ⑧送迎 : 利用者のご自宅等から本事業所までの送迎
- ⑨その他 : その他、日常生活やサービス提供上必要な介助や世話等

(本サービスの実施に関する留意事項)

第9条 利用者は、他の利用者が適切なサービスの提供を受けるための権利・機会などを侵害することはできません。

- 2 利用者は、本事業所の設備・備品等の使用にあたっては、本来の用法に従い使用し、これに反した使用により本事業所に損害が生じた場合は、損害賠償を請求する場合があります。

(利用料その他の費用の額)

第10条 本事業所が本サービスを提供した場合に、利用者から支払いを受ける利用料の額は、「料金表別表」の通りです。(非課税となります。)本サービスが居宅サービス計画に位置づけられ、介護保険適用の場合は、介護保険負担割合証に記載されている負担割合の料金をお支払いいただきます。支給限度基準額を超えた分に関しましては、全額自己負担となります。

- 2 本事業所の交通費(送迎費)の取扱いは次の通りです。

通常の事業の実施地域にお住まいの方	無料
通常の事業の実施地域以外にお住まいの方	通常の事業の実施地域を超えた地点からお客さまの居宅までの往復の距離1キロあたり20円

3 介護保険対象外の費用は、次の通りです。

種類	基準額	備考
食材料費+調理費相当分	円	1食あたり
おやつ代	円	1食あたり
紙オムツ代	実費	お持ち頂いた場合を除きます。
尿取りパッド代	実費	お持ち頂いた場合を除きます。
利用者の希望によって、身の回り品もしくは教養娯楽として日常生活に必要なものを本事業所が提供する場合	実費	行事活動費用等

4 前月のサービスご利用分に関する利用者負担金を、本事業所が定める期日までにお支払いいただきます。

5 お支払方法は、原則として口座引き落としとさせていただきます。

(サービス相談窓口、苦情受付窓口及び対応の手順)

第11条 本事業所におけるサービスのご利用に係る相談窓口及び苦情の受付窓口は次の通りです。

電話番号	084-
相談・苦情受付窓口	管理者 村田 洋貴
苦情解決責任者	理事長 原 道治

2 市町の介護サービスの相談及び苦情受付窓口は次の通りです。

受付窓口		電話番号
福山市	介護保険課	084-928-1166
広島県国民健康保険団体連合会	介護保険課	082-554-0783

3 本事業所は、利用者から、通所リハビリテーションサービスに係る苦情を受け付けた場合、以下の基本手順に基づいて対応を実施します。

- ①苦情の受付
- ②苦情内容の確認
- ③苦情解決責任者への報告
- ④利用者への苦情解決に向けた対応の事前説明・同意
- ⑤苦情の解決に向けた対応の実施
- ⑥再発防止及び改善の実施
- ⑦利用者への苦情解決結果の説明・同意
- ⑧苦情解決責任者等への最終報告

(緊急時、事故発生時の連絡先及び対応の手順)

第 12 条 本事業所は訪問看護サービスの提供中に緊急時及び事故が発生した場合は、次の関係者、機関へ連絡します。

- ① ご家族様
- ② 主治医
- ③ 居宅介護支援事業者
- ④ 市町村

2 本事業所の緊急時及び事故発生時の対応の手順は次の通りです。

- ①利用者の安全確保、救急救命
- ②緊急時、事故発生状況の確認
- ③管理者への連絡
- ④ご家族・主治医・居宅介護支援事業者・市町への連絡
- ⑤事故発生原因の解明、再発防止への措置
- ⑥利用者への事故経過・結果の説明

3 本事業所は、利用者に対し、緊急の対応が必要となった場合、医療機関への連絡、119 番への通報、救急搬送の実施等の必要な措置を講じます。

(介護報酬の改定)

第 13 条 厚生労働省又は福山市が定める介護報酬の改定があった場合、本事業所の料金体系は、厚生労働省又は福山市が定める介護報酬に準拠するものとします。

(人権擁護及び虐待の防止に関する措置)

第 14 条 本事業所は、利用者の人権を擁護するために権利擁護等に関わる相談等に対応し、成年後見人制度等の制度が円滑に利用できるよう、制度に関する情報提供を行います。

2 本事業所は高齢者虐待防止のため、責任者を設置する等の必要な体制整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとし、次に掲げる行為が行われた場合は、遅滞なく市区町村に通報するものとします。

①「身体的虐待」

利用者の身体に外傷が生じ、又は生じる恐れがある暴行が加えられたと思われる時。

②「心理的虐待」

利用者に対する暴言等著しい心理的外傷を与える言動が行われたと思われる時。

③「性的虐待」

利用者にわいせつな行為を行った場合、又は行わせようとしたと思われる時。

④「介護、世話の放棄」

利用者を衰弱させるような著しい減食、又は長時間の放置等利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ったと思われる時。

⑤「経済的虐待」

利用者の財産を不当に処分することや不当に財産上の利益を得たと思われる時。

3 本事業所は、従業員が虐待行為を市区町村へ通報したことを理由に、従業員を解雇その他不利益と

なる取り扱いは一切行わないものとします。

(非常災害対策)

- 第 15 条 本事業所は、消防法で定める防火管理者を置き、消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施、消火活動上必要な施設の点検及び整備、火気の使用または取り扱いに関する監督、避難または防火上必要な構造及び設備の維持管理並びにその他防火管理上必要な業務を行い、火災等非常災害時における対策を常に整備し、不慮の事態に備えるものとします。
- 2 本事業所は、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、非常災害に関する具体的な計画や通報・連携体制について定期的に従業員に周知するものとします。

以上